

令和3年9月15日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第6日目）

令和3年第3回松島町議会定例会会議録（第6号）

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
8番	今野	章	君	9番	太齋	雅一	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

欠席議員（1名）

7番	澁谷	秀夫	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	赤間	隆之	君

教 育 課 長 千 葉 忠 弘 君
選挙管理委員会事務局長 中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員 丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 6 号)

令和 3 年 9 月 1 5 日 (水曜日) 午後 2 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 5 6 号 令和 2 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 3 議案第 5 7 号 令和 2 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 4 議案第 5 8 号 令和 2 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 5 議案第 5 9 号 令和 2 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 6 議案第 6 0 号 令和 2 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 7 議案第 6 1 号 令和 2 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 8 議案第 6 2 号 令和 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 9 議案第 6 3 号 令和 2 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〃 第 1 0 議案第 6 4 号 令和 2 年度松島町水道事業会計決算認定について
- 〃 第 1 1 議案第 6 5 号 令和 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 5 号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆様、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員を指名いたします。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 2 | 議案第56号 | 令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第57号 | 令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第58号 | 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第59号 | 令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和2年度松島町水道事業会計決算認定について |

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。

日程第2、議案第56号から日程第10、議案第64号までを一括議題としたいと思いますが、こ

のことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第56号から日程第10、議案第64号までは、令和2年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しております。

なお、令和2年度決算審査特別委員会審査報告書が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

委員長の審査報告を求めます。

3番緑山市朗委員長は登壇の上、報告願います。

〔決算審査特別委員会委員長 緑山市朗君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（緑山市朗君） それでは、令和2年度決算審査特別委員会の審査結果についてご報告をさせていただきます。

本委員会は9月7日に設置され、9月8日、9日、10日、13日、14日、15日に審査を行いました。

付託事件につきましては、報告書記載のとおりであります。

審査の場所は、当議場でございます。また、9月8日には9か所の現地調査を行い、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、班長等及び説明補助員の皆さんに出席を求め、説明、質疑を行いました。現地視察の場所は、報告書記載のとおりであります。ありがとうございました。

審査の結果について、ご報告を申し上げます。

議案第56号令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第57号令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第58号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第59号令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第60号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第61号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第62号令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第63号令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第64号令和2年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

なお、審査の結果における意見を申し上げます。報告書裏面をご覧ください。

審査意見。総務課所管。消防団員の確保について。消防団員数は、条例定数250人に対し、現在208人である。近年、自然災害が増加していることから、消防団員確保のため、さらなる啓蒙活動を望む。

企画調整課所管。空き家の利用促進について。平成28年度以降、空き家調査が行われていないことから現状の実態把握に努め、移住・定住対策として空き家バンクの体制整備を図りたい。

産業観光課所管。生産者の経営安定について。農業は高齢化と後継者不足が問題となっている。生産者の持続的かつ安定した経営と所得向上を図るため遊休農地を活用し、効果的な基盤安定策を構築されたい。なお、国の補助制度の廃止後も自立した事業が継続できるよう、町独自に支援していくべきである。

教育委員会所管。元禄潜穴穴頭の管理について。町指定文化財である元禄潜穴の現状を把握し、環境保全に努めるべきである。

共通事項として、補助金交付目的について。各課で交付する補助金は、事業目的と補助要綱を明確にした上で交付されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 緑山委員長、大変ご苦労さまでございました。

質疑につきましては、特別委員会において十分なされているものと思いますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第56号令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加はございませんか。8番今野 章議員。先に反対者の討論を許します。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第56号令和2年度松島町一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

初めに、東日本大震災の復旧復興事業が本年7月4日の町道根廻・磯崎線の開通をもってほぼ完了したとされておりますが、被災者の生活と心の再建は今後も続くものであり、被災者の立場に立った行政施策が今後も求められていると考えます。

10年余りの歳月の中で、一つの区切りとして、これまで復興に尽力をされてきた町長はじめ職員の皆さん、そして全国からの支援に改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、一方では、温暖化による気候変動や一昨年暮れからの新型コロナウイルス感染症は、人々の命を脅かすとともに、地域経済への打撃も大きく、これまでの社会の在り方そのものを大きく変えることを求めているのではないかとさえ感じるところであります。

令和2年度は、この新型コロナウイルス感染症との闘いに大きな力を注ぐことになり、感染防止対策や観光、飲食業をはじめとする地域経済の支援に48事業が実施されましたが、感染症への基本的対策である感染者の発見のための検査、感染者の隔離保護、治療という対策が政府の不十分な対策とも相まって有効に機能しませんでした。そのため、令和2年度においては町内の感染者56例が発生するなど、10万人当たりの感染率は県内トップクラスとなってしまいました。令和3年度に入り、ワクチン接種が当町では混乱なく進んでおりますが、変異株による感染拡大が依然として予断を許さない状況であり、今後の町当局の対策と奮闘に期待をするものであります。

次に、消費税が令和元年10月から原則10%に引き上げられたことに伴い、本町においては施設利用料の見直しや水道料金への消費税転嫁が行われたほか、学校給食の値上げも行われました。富の極端な偏在を緩和する累進税制のよさが生かされず、経済的弱者に重い負担を求める逆進性の強い消費税は町財政にとっても重い負担になるものであり、まずは消費税増税に反対をし、負担増から住民の暮らしを守ることが必要だったのではないかと考えるものであります。

法人税では、法人税割の税率が9.7%から6%に3.7%下げられたため、決算では法人税割の減収分を補填する法人事業税交付金を差し引いても約1,175万円の減収となっております。これは、消費税増税を行うことで地方財政に格差が拡大するため、税収格差の是正を行おうとし

たものでありますが、地方交付税が本来持っている財源保障と財政調整機能を発揮させることで実現されるべきであり、消費税を地方財政の主財源にしようとするには反対であります。

次に、消費税ありきの増税を強行するため、消費税率の引上げとともに、消費税を財源とする幼児教育や保育の無償化が令和元年10月からスタートいたしました。無償化が始まって生活保護世帯や低所得世帯には恩恵が少ないことから、給食費の無料化あるいは減免を検討するべきであると申し上げましたが、令和2年度においてそうした措置は取られませんでした。そして、さらに残念なことは、消費税増税などによる賄い材料費の値上がりなどを理由に、幼稚園は小学校、中学校の学校給食費の値上げを行ったことであります。収入が増えない下で、こうした負担増は保護者の重い負担となってまいります。

今、全国の多くの自治体で少子化対策や定住対策、教育の一環としての食育の重要性の観点などから、学校給食の無償化や補助が始まり、広がっております。県内でも七ヶ宿町や大郷町、名取市などでその取組が始まり、利府町においても町長の公約として実現の可能性が出てきております。本町においては、少なくとも学校給食の値上げは行うべきではなかったと考えますし、学校給食無償化を段階的にでも目指すべきものであると考えるところでございます。

集会施設の管理については、令和3年度中に公共施設総合管理計画の個別計画を策定するというところでありますが、築年数が古く、耐震性のない集会施設については、解体または関係する地区に管理を任せる方向で計画策定に向けた調整が進められているといたします。町北部関係の地区や地域にとっては必要な集会施設であり、残してほしいと考えるのは至極当然のことです。高齢化が著しいこれらの地区に集会施設の管理を移行させるのであれば、少なくとも耐震補強やトイレなどの水回りの修繕、水被害対策、維持管理経費等をしっかり考慮した上で移行させるべきであります。

住民基本台帳費関連では、住民情報システム番号制度対応改修業務や戸籍総合システム番号制度対応改修業務など、国が進めるマイナンバー関連事業が進められました。マイナンバー制度は、全ての国民に生涯変わらない12桁の番号をつけ、戸籍情報や税金、年金、保険情報、運転免許や国家資格などの個人情報とその番号を使って名寄せをし、参照できるようにして、行政機関等が活用できるようにしようとするもので、それ自体がプライバシーの侵害につながる重大な問題であると認識すべきであります。政府は、私たちの極めて秘匿性の高い医療情報や預金情報などまでひもづけしようとしており、セキュリティーの不安など、個人情報、

プライバシーはだだ漏れになる可能性があり、全てをひもづけするようなマイナンバー制度には賛成できません。

新型コロナウイルス感染症の下で、政府は生活に困ったときは生活保護を積極的に活用してほしいとして、これまでの生活保護申請の足かせとなっていた扶養照会について、生活保護申請者の意向を重視することを求めています。本町は、仙台福祉事務所の申請窓口として、保護を必要としている住民にこのような政府の方針を説明し、保護受給ができるように手を差し伸べていただきたいと考えます。

また、障害者医療費助成制度については、医療機関の窓口で自己負担分を支払って、後日支払った医療費に対して町から戻すという償還払い方式の状態のままです。以前から、償還払い方式ではなく現物給付にすべきと申し上げてまいりました。全国では既に38都道府県で現物給付を行っており、残っているのは宮城県を含む8県だけとなっているそうです。窓口での支払いが大きくなれば、受診抑制にもつながりかねないものであり、償還払い方式を一日も早く現物給付に切り替えるよう、改めて宮城県に求めていくべきであります。

保育所費では、保育士の体制が園長を含む正規職員11名と会計年度職員30名によって担われているということでありました。新採用正規職員の確保の難しさもあるとは思いますが、子供たちを責任を持って預かり、子供の健全な成長を手助けする上で、また、父母との信頼関係を築く上でも、保育士の体制には大きな負担を抱くところであります。保育士や介護職などの福祉の現場は、労働の割には低賃金に置かれており、その処遇改善が必要であります。また、都市と地方の格差から、都市に集中する傾向などもあるとは思いますが、安定した保育環境の確保や保育経験の継承の意味からも、正規職員の確保を継続して取り組んでいただきたいと思えます。

また、保育施設の運営について、公的運営が重要な役割を果たし、幼い子供たちの生活圏でできるだけ近いところにあることが大切だと考えておりますが、本町では現在、社会福祉協議会を主体とする認定こども園の建設計画が運動公園北側で進められております。これまでの説明で、松島保育所、磯崎保育所の廃止がその前提との認識ではありましたが、これら保育所の廃止が決まったものではないということでありました。町の保育施設の運営方針をはっきりしないままでは、施設利用者への説明も十分にできないのではないのでしょうか。曖昧なままに事が進んでいく状況を早急になくしていくべきではないのでしょうか。

環境問題の一つとして、近年、本町の上空を航空自衛隊松島基地のブルーインパルス訓練飛行と考えられる機影を見る機会が多々あります。住民からは、低空での飛行による爆音に

驚くなど、騒音に対する苦情も寄せられているところでもあります。町にもそうした苦情が寄せられているようですが、同基地に対する情報の提供はされていないということでもあります。ぜひ、こうした事態の原因究明と爆音被害から住民生活が守られるよう、対応することを求めるものであります。

産業では、後継者不足が深刻な農業や漁業など、1次産業への思い切った支援強化が必要であります。令和2年度の農業振興費のほか、園芸や畜産、林業、水産などの振興費の総額は9,031万円余りで、本町の通常の一般会計の予算規模の総額を55億円とした場合でも僅かに1.6%と極めて少なく、これでは1次産業の振興を図ることはできません。また、令和2年度では、農業技術指導員が廃止されました。生産農家の育成、土づくりなどの技術指導、経営相談ができる職員を継続して配置し、農家の育成を進めることが必要なのではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染症による外食産業の米をはじめとする食材の消費減は農漁業にも大きく影響しており、令和2年産米では60キロ当たり2,000円前後の米価下落があったと言われておりました。この9月10日には全農宮城県本部が令和3年産米の概算金を決め、ひとめぼれでは前年比3,100円の減、60キロ当たり9,500円という低さになっております。農水省の統計によれば、令和元年産米の生産費は60キロ当たり1万5,155円とされており、農家所得を保障する米価にはなっていないのが実態であり、農家所得の保障や生産費を償える施策を講じる必要があります。生産調整と言われる減反と規模拡大、農家自身の自己責任だけでは、問題の解決が図れないことは既に明らかであります。食料自給率が40%に満たない状況を放置し、農地の荒廃を生み出している今の農政の転換を求めるべきであると最後に申し上げまして、令和2年度一般会計決算認定に当たっての反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 12番高橋でございます。

賛成の立場から、一般会計の討論に参加させていただきたいと思っております。

令和2年度は東日本大震災からの復興期間の最終年度であり、一般会計は歳入が116億9,500万2,817円、歳出は109億8,895万2,357円、差引残高7億605万460円となっております。前年度からの繰越しとなった東日本大震災復興交付金事業と令和元年台風第19号の災害廃棄物処理や農地、公共施設の災害復旧工事が完了しましたが、新たに新型コロナウイルス感染症対応事業などが加わり、当初予算に16億9,537万7,000円の補正予算が増加されました。

監査意見書にもあるとおり、庁内組織連携し、遅滞なく事業を進め、町民サービスに努めた

決算内容となっていると思っております。また、議会からも長年要望してきた認定こども園事業が開始されました。全くの新しく事業でありますので、令和5年4月開園に向けて、子育て世代や就業を希望する職員等が不安を持たないよう、松島町社会福祉協議会と連携し、事業を進めていってほしいものであります。

決算審査意見書で監査委員の指摘どおり、一般会計、各種特別会計については、予算の執行についておおむね適正であり、町長の施政方針の実効性についても新型コロナウイルス感染症による事業の中止、縮小があったが、おおむね目標が達成されたとしており、また、水道事業会計においても二、三の指摘はございましたが、経営はおおむね安定しているという結果でございました。私も全く同感であります。

しかしながら、町長はじめ職員一同、全議員、そして多くの町民が今後の町の財政は厳しいものと認識しております。町は住民にとって一番身近な行政機関であり、住民サービス、住民への奉仕が基本となるものであります。議会もチェック機能を生かし、住民に資する事業を進めていかなければなりません。次年度以降の適正な予算執行と、ミス等がないことを期待して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第56号令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第57号令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございますか。原案に反対者の発言を許します。賛成者の発言を許します。

8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第57号令和2年度松島町国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

松島町の国民健康保険の加入者の状況は、65歳以上の加入者が半数を超えるなど、高齢化が進展する下で加入者数が年々減少し、国民健康保険税の法定減免世帯が約6割と、低所得世

帯で構成されております。そして、この軽減を受けた世帯で国民健康保険税の滞納が生まれるなど、国保加入者は担税能力を超える負担を求められてまいりました。

こうした事態を生み出す基となったのは、国が1984年に国民健康保険への定率国庫負担の削減をしたことを皮切りに、国庫負担の抑制、削減を続けてきたことにあり、現在の高い保険料の大きな要因にもなっております。加入者の高齢化など、国民健康保険の構造的な危機の打開には、国庫負担を増やす以外に道はないと考えるものであり、町長には引き続き国庫負担の増額を国に強く求めていただくよう、求めておきたいと思っております。

その上で、これまで国保の予算や決算認定などでは、国庫負担の増額と財政調整基金を使つての国保税の引下げ、子供の均等割の減額などを求めて反対をしてきましたが、令和2年度におきましては、令和3年度からの国保税の応益割の引下げのほか、子供の均等割をなくすなどの準備がされてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、国保税の減免とともに、個人事業主の傷病手当金の制度をつくるよう求めていたところ、これもまた全国にも先駆けて制度化をしていただきました。令和2年度はこの傷病手当が使われることはありませんでしたが、中小の個人事業主にとっては安心して働ける環境が用意されたものと思っております。

令和2年度においては、こうした施策を講じ、加入者の負担軽減と安心して働ける環境が整ったことを高く評価いたしまして、令和2年度の国民健康保険特別会計の決算認定に当たつて、賛成の意を表したいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加はございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

議案第57号令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加をいたします。

国民健康保険は、これまで町民の皆様の医療の確保と健康増進に大きく寄与してまいりました。しかし、急速な高齢化の進展により中高齢者の加入者が多くなり、医療費は増加傾向にあります。また、加入者の負担能力の低下や、そして低所得者等の増加による収納率の低下などから大変厳しい財政状況が続いております。

そのような中で、令和2年度松島町国民健康保険特別会計は、歳入が前年度より1億3,732万円減の17億2,366万円であり、歳出は前年度より1億445万円減の16億8,218万円でありました。歳入総額に占める保険税収入は13.63%の2億3,480万円で、前年度より2,791万円の減と

なっております。また、収入未済額については4,032万円で、前年度と比べ4,719万円の減少となっております

一方、歳出の主なものでは、保険給付費が12億2,326万円と前年度より7,343万円減少しております。なお、保険給付については、年間平均被保険者数が前年度と比べ88人減の3,114人であり、被保険者1人当たりの療養給付費が一般被保険者で前年度の34万3,073円から33万8,382円であり、4,691円の減少となっております。

国保の健全運営については、収入未済額を減少させながら療養給付の上昇を抑えることが一番であります。そのためには、さらなる保険税収納の向上を目指しながら保険税の徴収を粘り強く進め、税源の安定的な確保が大変重要であります。本年度会計においても、保険税徴収対策として特別滞納整理室等を中心に各種税の徴収推進を行いながら税源確保に努力していることに対し、評価をするものであります。

また、住民基本健診や特定健診、さらには胃がん、前立腺がん、大腸がんなどのがん検診や、そしてデータヘルス計画に基づく健康保持増進のための保健事業を行っており、町全体で健康づくりのための予防対策が図られていると考えます。

今後一層厳しい運営が予想される国保会計であります。これからも町民の大切な生命と健康を守るために必要な医療保険制度であることを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第57号令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第58号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。8番今野 章議員。原案に反対者の発言を許します。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第58号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、公的医療費への国の財政支出を削減するため、医療構造改革の一環

として2008年に開始されたものであります。75歳になると、それまで入っていた国民健康保険や協会けんぽなどからの脱退をし、後期高齢者医療に加入をしなければなりません。この制度は75歳以上の人口が増えると保険料が上がる仕組みになっているため、保険料の上昇傾向が続いております。

また、低所得者に対する保険料均等割額の軽減割合は、令和2年度以降は制度本来の7割軽減となり、低所得者の負担は重くなってまいります。さらに、後期高齢者医療の窓口負担を1割負担から2割負担にすることが今狙われており、ますます必要な医療が経済的理由によって受けられなくなってしまうのではないのでしょうか。

消費税増税、マクロ経済スライドによる受取年金の減少、年金から天引きされる後期高齢者医療や介護保険の保険料の増加など、高齢者の暮らしは圧迫されるばかりであります。高齢者の健康と命を脅かすこのような負担増は許されないものとするものであり、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻し、際限ない保険料アップの仕組みをなくして、高齢者が安心して医療にかかれ、生活できるようにすることを求めて、反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

議案第58号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大する中、高齢者が安心できる適切な医療の確保のため、高齢者の方々も含めた社会全体で支え合うよう、平成20年4月から制度開始され、現在は安定した運営がなされています。

本町の被保険者数は前年度に比較し58人減の2,829人となっており、歳入については前年度に比べ約339万4,000円増の2億590万8,117円、歳出については前年度に比べ約483万1,000円増の2億558万2,455円となり、実質収支は32万5,662円の黒字、単年度収支は143万7,127円の赤字となっております。

本町では、運営母体である宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料徴収、各種申請などの窓口業務を行い、また、令和2年度は令和元年台風第19号や新型コロナウイルス感染症により影響のあった被保険者への支援として一部負担金免除申請や保険料減免申請の受付事務を行うなど、事業運営をしっかりと実施したものと考えます。

今後、被保険者数が増加する見込みであることから、制度を運営する宮城県後期高齢者医療

広域連合と緊密に連携を図っていただくとともに、被保険者の方々のために適正な申請受付事務及び保険料徴収事務を遂行されることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加はございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第58号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第59号令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第59号令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第60号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第60号令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第61号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第61号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第62号令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第62号令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第63号令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第63号令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第64号令和2年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第64号令和2年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

ここで、町長より挨拶を求められておりますので、これを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和2年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、議会の認定をいただき、改めて御礼申し上げます。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、再度確認、検討をしながら今後の取組に反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げ、御礼といたします。

なお、丹野、赤間両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 議長からも、監査に当たられました丹野、赤間両監査委員の労に対し、感謝の意を表したいと思ひます。大変ご苦勞さまでございました。

日程第11 議案第65号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第5号）（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第65号令和3年度松島町一般会計補正予算（第5号）（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第65号令和3年度松島町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願ひます。

2款総務費1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、事業者支援を目的とした2事業について補正するものであります。

20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置への移行による休業または営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店等の事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願ひます。

17款国庫支出金2項7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、

歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

18款県支出金2項10目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては4ページとなります。

今回の補正につきましては、国の令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を財源とし、新たに事業者支援分としまして、都道府県の施策を補完する事業や市町村独自の事業者支援を対象に、令和3年8月20日付で本町に対しまして地方創生臨時交付金1,306万2,000円が交付限度額として通知がされました。これを受けまして、本町では新型コロナウイルスの感染拡大防止や感染拡大の影響を受けている事業者の支援につきまして補正計上するものでございます。

今回、町では新たに交付される地方創生臨時交付金の活用につきまして、既に事業化されている20の事業に加え、これまでの基本方針に基づき、事業概要に記載のとおり、2つの事業を町独自の支援策として実施するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1ページ、A4判、資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大の影響を受けている住民生活や地域経済に対しまして地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止、町民の生活支援、町の経済回復に重点を置きまして、基本方針を3項目と定め、令和3年度といたしましても既に実施しております20事業に今回の補正の2事業を加えた全22事業につきまして、方針に基づく支援として実施するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料2ページ、A3判、資料2をお開き願います。

2つの事業を一覧にまとめておりますので、事業の概要につきましてそれぞれ説明させていただきます。

初めに、21番事業、松島町事業継続応援給付金事業（加算分）でございますが、さきに実施

いたしました7番事業に対する給付金を加算し、支援を行う事業でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響を受けている事業者のうち、交付対象となる要件に該当し、さきに実施しました7番事業で申請のありました351事業者を対象とするものでございます。対象業種につきましては、事業概要の欄に記載の業種となります。

また、今回、加算する支援金につきましては、前回と同様に3つの区分により交付するものとし、前回40万円の交付を受けた法人につきましては10万円の加算とし、前回20万円の交付を受けた法人につきましては5万円の加算とします。さらに、前回5万円の交付を受けた個人事業主に対しましては1万円の加算とし、おおむね2割程度の支援金を追加交付し、事業継続について支援するものであります。

続きまして、22番事業、観光バス等応援事業につきましては、令和2年度に実施しました事業に続きまして、令和3年度におきましても継続するものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、旅行の中止や延期等の影響を受けている交通事業者に対する支援とし、事業継続を支援する町独自の支援策でございます。対象といたしましては、町内に事業所を有するバス事業者、タクシー事業者を支援先とし、保有する台数に応じて支援金を交付する事業でございます。

A3資料、事業一覧の下段、総事業費の欄をご覧ください。

これまでにご説明いたしました2つの事業に係る総事業費は1,681万円となります。財源といたしましては、国費としまして地方創生臨時交付金1,306万2,000円、町の一般財源が374万8,000円でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連する歳入補正予算についてご説明いたします。

17款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先ほどの繰り返しにもなりますが、令和3年8月20日付で内閣府より限度額通知のありました1,306万2,000円を歳入補正するものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に係る歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 主要事業説明資料の2に移ります。

2款1項20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業、補正予算事項別明細書は4ペ

ージになります。

補正予算額は1億2,795万円になります。財源は、県補助金が交付される予定です。

次に、要請内容をご覧ください。

初めに、緊急事態措置の令和3年8月27日から9月12日までの17日間は、酒類またはカラオケ設備提供飲食店に対し、休業要請またはそれらの提供を取りやめた場合は時短営業も可能としておりました。

次に、①以外の飲食店、もともと酒類等を提供していない飲食店に対しては時短要請を行いました。

次に、まん延防止等重点措置の令和3年9月13日から9月30日までの18日間は、全飲食店に対し、時短要請を求めました。なお、酒類提供は午前11時から午後7時までに限ります。

次に、協力金です。初めに緊急事態措置では、協力金の支給額単価などに変更が生じたので、各日額増額分に17日間と想定件数を乗じたものを補正しております。また、期間中、対象要件が新たに加わることから追加が発生しております。内容については後ほど説明申し上げます。

次に、まん延防止等重点措置では、各日額に18日間と想定件数を乗じたものを補正しております。補助率は10分の10で、協力金のみが対象となります。

次のページの資料1をご覧ください。この資料は緊急事態措置期間のものでございます。

初めに、②の対象となる要件をご覧ください。Aの酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店の米印、従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲で営業しているAの店舗は、休業した場合のみ協力金の対象となります。こちらが先ほど説明いたしました追加分になります。

続いて、③の支給額の単価をご覧ください。中小企業者に対し、売上高方式、または売上高が著しく減少している場合は大企業同様に売上高減少額方式を選択してもらいます。初めに、売上高方式では、前年度または前々年度の1日当たりの売上高が10万円までは日額4万円以下限を設けます。次に、10万1円から25万円までは日額4万円から10万円の範囲で、算定は1日の売上高の4割となります。次に、25万1円以上は日額10万円以上上限を設けております。次に、売上高減少額方式では、売上高減少額に0.4を乗じたものが日額となりますが、20万円を上限としております。

次に、裏面の資料2をご覧ください。こちらは、まん延防止等重点措置期間のものでございます。

③の支給額の単価をご覧ください。初めに、売上高方式では、前年度または前々年度の1日当たりの売上高が8万3,333円までは日額2万5,000円で下限を設けております。次に、8万3,334円から25万円までは日額2万5,000円から7万5,000円の範囲で、算定は1日の売上高の3割となります。次に、25万1円以上は日額7万5,000円で上限を設けております。次に、売上高減少額方式では、売上高減少額に0.4を乗じたものが日額となりますが、前年度または前々年度の売上高の3割または20万円の低いほうが上限となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 以上で議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、9月16日午前10時です。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後3時03分 散会